



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公有水面埋立しゅん功認可（海岸防災課） ..... 1
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） ..... 4
- 宅地建物取引業者に対する業務停止命令（建築指導課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 4

### 公 告

## 告 示

### 沖縄県告示第635号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成19年10月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成19年10月2日 沖縄県指令土第775号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 認可を受けた者 豊見城市字翁長854番地の1 豊見城市
  - (2) 代表者 豊見城市字真玉橋86番地の1 豊見城市長 金城豊明
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 豊見城市字瀬長舟無小原73番9、75番3、75番4を経て同字瀬長原174番に至る間の地先公有水面
  - (2) 区域
    - ア A区域 次の各地点のうち、①の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成11年の秋分の日満潮位(EL+1.00メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
      - ①の地点 三等三角点（父(2)）瀬長島（北緯26度10分14秒625、東経127度38分40秒220）から85度54分51秒1,035.01メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から267度17分58秒2.43メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から269度16分53秒6.14メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から269度40分48秒20.05メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から268度11分38秒20.02メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から266度56分02秒20.01メートルの地点
      - ⑦の地点 ⑥の地点から266度56分03秒20.01メートルの地点
      - ⑧の地点 ⑦の地点から265度52分19秒8.15メートルの地点
      - ⑨の地点 ⑧の地点から0度40分37秒1.61メートルの地点
    - イ B区域 次の各地点のうち、⑩の地点から⑬の地点までを順次直線で結んだ線、⑭の地点から355度38番46秒4.79メートル地点を円心とする半径4.79メートルの円周で⑭の地点と⑬の地点を結ぶ南西側の円弧及び⑩の地点と⑬の地点を結ぶ平成11年秋分の日満潮位(EL+1.00メートル)における公有

水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑩の地点 三等三角点(父(2))瀬長島(北緯26度10分14秒625、東経127度38分40秒220)から85度43分53秒758.76メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から261度41分57秒12.34メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から264度08分43秒13.21メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から305度27分03秒6.14メートルの地点

ウ C区域 次の各地点のうち、⑭の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線、⑰の地点から85度38分43秒4.79メートル地点を円心とする半径4.79メートルの円周で⑰の地点と⑱の地点を結ぶ北西側の円弧、⑱の地点から⑳'の地点までを順次に結んだ線及び⑭の地点と⑳'の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑭の地点 三等三角点(父(2))瀬長島(北緯26度10分14秒625、東経127度38分40秒220)から83度58分34秒726.75メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から355度39分20秒2.19メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から82度47分37秒2.01メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から40度38分43秒6.78メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から87度42分49秒8.72メートルの地点

⑳'の地点 ⑱の地点から87度30分39秒18.93メートルの地点

⑳''の地点 ⑳'の地点から245度25分58秒15.38メートルの地点

エ D区域 次の各地点のうち、㉔の地点から㉕の地点までを順次直線で結んだ線、㉖の地点から175度38分31秒5.07メートル地点を円心とする半径5.07メートルの円周で㉖の地点と㉗の地点を結ぶ北東側の円弧、㉘の地点から㉙の地点までを順次に結んだ線、㉚の地点と㉛の地点を結ぶ平成11年秋分の日の満潮位(EL+1.00メートル)における公有水面と陸地との境界線、㉜の地点から276度56分59秒5.07メートル地点を円心とする半径5.07メートルの円周で㉜の地点と㉝の地点を結ぶ南東側の円弧、㉞の地点から㉟の地点までを順次に結んだ線、㊱の地点から299度07分22秒7.11メートル地点を円心とする半径7.11メートルの円周で㊱の地点と㊲の地点を結ぶ東南側の円弧、㊳の地点から㊴の地点までを順次に結んだ線及び㉔の地点と㊴の地点を結ぶ平成11年秋分の日の満潮位(EL+1.00メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉔の地点 三等三角点(父(2))瀬長島(北緯26度10分14秒625、東経127度38分40秒220)から82度53分30秒436.11メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から354度40分38秒0.16メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から321度13分43秒9.31メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から357度21分58秒7.46メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から83度47分32秒6.64メートルの地点

㉘'の地点 ㉘の地点から84度07分15秒6.46メートルの地点

㉘''の地点 ㉘'の地点から357度50分39秒3.67メートルの地点

㉙の地点 ㉘''の地点から86度18分12秒2.47メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から84度12分43秒9.06メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から174度38分41秒3.35メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から85度23分02秒11.26メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から85度35分45秒20.29メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から86度44分23秒20.29メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から87度54分47秒20.29メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から89度00分22秒20.30メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から89度55分24秒11.20メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から90度14分12秒8.96メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から89度54分27秒19.82メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から89度08分36秒19.80メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から88度22分56秒19.80メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から87度05分45秒19.80メートルの地点

- ④の地点 ④の地点から87度22分26秒19.79メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から86度05分22秒19.80メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から85度32分36秒8.34メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から84度22分11秒4.47メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑦の地点から130度38分50秒7.16メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から88度27分09秒2.04メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から175度39分07秒5.71メートルの地点  
 ⑪の地点 ⑩の地点から183度09分02秒16.32メートルの地点  
 ⑫の地点 ⑪の地点から226度17分35秒6.42メートルの地点  
 ⑬の地点 ⑫の地点から266度54分48秒4.48メートルの地点  
 ⑭の地点 ⑬の地点から266度03分57秒8.51メートルの地点  
 ⑮の地点 ⑭の地点から266度36分19秒19.44メートルの地点  
 ⑯の地点 ⑮の地点から238度01分29秒6.87メートルの地点  
 ⑰の地点 ⑯の地点から267度09分20秒12.03メートルの地点  
 ⑱の地点 ⑰の地点から357度23分17秒4.45メートルの地点

オ E区域 次の各地点のうち、⑲の地点と⑳の地点を結ぶ平成11年秋分の日満潮位(EL+1.00メートル)における公有水面と陸地との境界線、㉑の地点から㉒の地点までを順次に結んだ線及び㉓の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 三等三角点(父(2))瀬長島(北緯26度10分14秒625、東経127度38分40秒220)から82度11分34秒400.20メートルの地点  
 ㉒の地点 ㉑の地点から343度48分46秒10.39メートルの地点  
 ㉓の地点 ㉒の地点から82度35分13秒8.51メートルの地点  
 ㉔の地点 ㉓の地点から82度35分03秒10.70メートルの地点  
 ㉕の地点 ㉔の地点から177度22分07秒5.08メートルの地点  
 ㉖の地点 ㉕の地点から191度02分07秒5.40メートルの地点  
 ㉗の地点 ㉖の地点から262度16分45秒8.43メートルの地点

(3) 面積

- A区域 335.36平方メートル  
 B区域 105.31平方メートル  
 C区域 157.28平方メートル  
 D区域 4,641.36平方メートル  
 E区域 180.58平方メートル  
 総面積 5,419.89平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月12日 沖縄県指令土第1911号  
 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 豊見城市

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年12月3日まで縦覧に供する。

平成19年10月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成19年10月3日  
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会  
 3 代表者の氏名 石川秀雄  
 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久米2丁目33番1号  
 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県都市モノレールの延伸の実現、またその利用の促進に関する

事業を行い、県民福祉、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 JOINT1545ショッピングモール 名護市宮里七丁目1545番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号 代表取締役 青山理
  - (2) 株式会社トーホー 兵庫県神戸市東灘区向洋町西五丁目9番 代表取締役 岩崎誠輔
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成19年10月16日から同年11月16日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者について業務の停止を命令した。

平成19年10月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 有限会社有信ハウジング 前盛吉克
- 2 事務所の所在地 那覇市字天久1166番地9
- 3 免許年月日及び免許証番号 昭和63年12月9日 沖縄県知事(5)第2136号
- 4 業務停止の内容及び期間
  - (1) 内容 業務の全部停止
  - (2) 期間 平成19年10月18日から同年11月17日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年10月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年2月21日 沖縄県指令士第99号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字手登根603番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字新開1番地324 球陽マンションB-3 宮城聡
- 5 検査済証番号 平成19年10月3日 第2575号
- 6 工事完了年月日 平成19年9月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円